

1. 条例の趣旨及び要点

本市条例の4つの柱

前述のとおり、本市条例は、平成19年の12月議会において、条例の全部改正（平成19年条例第36号）を行ったところであるが、政務活動費の交付の意義を明確にするとともにその執行の透明性をより高めることを目的としており、それを実現するため、次の4点を改正の柱としている。

1つは、政務活動費の交付の意義を明らかにするため、条例において政務活動費を充てることができる政務活動を定めた。

2つは、政務活動費の交付の対象を会派から議員へ変更した。

3つは、収支報告書に領収書等の証拠書類の添付を課した。

4つは、議長の調査権を定めた。

政務活動費の交付の意義及び政務活動の定義

地方自治法において、政務活動費は、「議会の議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費」と規定されている。これを受け、条例第2条において、「政務活動費は、議員の職務が住民意思を代表し、政策を形成することであることに鑑み、議員の政策形成能力及び高槻市議会（以下「議会」という。）の審議機能を高めるための調査研究に関する活動（以下「政務活動」という。）に必要な経費」とあり、その意義を明らかにした。

また、条例第5条において、政務活動を具体的に「（1）議会審議に係る案件及び市政の課題に関する調査研究及び情報収集のための活動、（2）市民、各種団体関係者等（以下「市民等」という。）からの要望及び意見の聴取並びに情報収集並びに市民等との意見交換のための活動、（3）議会活動等に関し市民に対して行う広報活動、（4）前3号に掲げるもののほか、議長が必要と認める活動」と定め、この4項目を政務活動費を充てることができる政務活動と規定した。後述する会派共用費についても同様である。

なお、今回新たに、第5条の2の規定を設け、「政務活動費を充てることができる経費の範囲」を、別表として規定した。

議員は、これらの規定に基づき、政務活動費執行の説明責任を果たす必要がある。

交付の対象

平成19年の条例の全部改正により、政務活動費の交付の対象を会派から議員に改めた。この改正の趣旨は、地方分権の進捗が著しい今日、市議会においても、市政に関する調査研究活動を行うに当たり、各議員が専門性を一層発揮しながら、自主的に決定し、その説明責任を自ら果たすことがより求められていることから、それに対応し、あわせて政務活動の透明性を高めようとするものである。

一方、会派として政務活動を行うことも考えられるため、会派に所属する議員は、交付を受けた政務活動費を会派が行う政務活動のための費用（会派共用費）として使用することができるとしている。

領収書等の証拠書類の添付

政務活動費の執行に係る透明性を高めるため、政務活動費の交付を受けた議員及び会派共用費を徴収する会派は、いずれも領収書等の証拠書類を添付した収支報告書を議長に提出することにした。この結果、領収書等の証拠書類は議会の保有する公文書となり、原則公開される。

議長の調査権

議長は、議員及び会派共用費を徴収した会派が提出した領収書等の証拠書類を添付した収支報告書を必要に応じ調査することができ、政務活動費を充てることができる経費の範囲に従い使用されていないと認めるときは、その修正を求めることができるとした。このことにより、市議会全体として政務活動費の適正な運用を図ろうとするものである。